相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県白石市字半沢屋敷前一五九番地、最後の住所宮城県白石市福岡長袋字上河原三番地六　被相続人　亡　吉田　文夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十二日

仙台市青葉区一番町二丁目九番二二号　第2ナカノビル七〇三　宇都法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山田いずみ

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県ひたちなか市大字勝倉一五〇四番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　楠田　昌男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十二日

事務所茨城県水戸市南町一丁目三番二七号　水戸ビル二階

相続財産管理人　弁護士　篠崎　和則

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県松戸市松戸新田六〇五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　涌井　孝一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十二日

事務所千葉県松戸市松戸一三三六　東風園ビル六階　誠法律事務所

相続財産管理人　弁護士　村田　純一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都板橋区常盤台二丁目三三番地、最後の住所東京都板橋区南常盤台二丁目二〇番五―二〇九号ときわ台ローヤルコーポ　被相続人　亡　新橋　道子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十二日

事務所東京都中央区京橋二丁目八番二一号　金鳳堂ビル五階飯塚総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　荒木　理江

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都豊島区目白四丁目一八一八番地、最後の住所東京都新宿区本塩町一七番地二　被相続人　亡　濵田　雅

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十二日

事務所東京都港区赤坂二丁目二番二一号永田町法曹ビル八階八〇二号川西・大沢法律事務所　相続財産管理人　弁護士　川西　秀樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県長岡市大手通二丁目三番地二、最後の住所新潟県長岡市富島町三八二番地一二　被相続人　亡　栗原　俊夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十二日

事務所新潟県長岡市南町一―二―三〇ＴＮビル三階　相続財産管理人　弁護士　片沼　貴志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県あわら市笹岡第三〇号四四番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　三上　路良

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十二日

福井県福井市春山一丁目九番三二号　相続財産管理人　川村　一司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県関市貴船町二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　廣瀬　眞一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十二日

事務所岐阜市明徳町一〇番地杉山ビル三階　溝口・後藤法律事務所　相続財産管理人　弁護士　溝口　博司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県多治見市窯町五番地、最後の住所岐阜県多治見市旭ヶ丘七丁目一六番地の一多容荘　被相続人　亡　村松　初子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十二日

岐阜県多治見市金山町五―一　金山ビル三階　相続財産管理人　弁護士　森本　真仁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都文京区本駒込一丁目九番地、最後の住所東京都大田区西六郷四丁目一一番一―三〇八　被相続人　亡　大江　勝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十二日

静岡県沼津市三園町一三番四五号文化図書第三ビル二階東静法律事務所

相続財産管理人　弁護士　本多　孝士

第４期決算公告

平成26年1月22日　東京都品川区大崎1丁目11番1号

シーメンス・ジャパン・ホールディング株式会社

代表取締役社長　織畠　潤一

貸借対照表の要旨（平成25年９月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	601	流動負債	15,792
固定資産	18,000	株主資本	2,809
投資その他の資産	18,000	資本金	25
		資本剰余金	25
		資本準備金	25
		利益剰余金	2,759
		その他利益剰余金	2,759
		（うち当期純利益）	（2,945）
資産合計	18,601	負債・純資産合計	18,601

㈱　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。